

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百四十三回 真正護憲論のあゆみ（その三十三）

南出喜久治（令和6年5月1日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告)

自衛隊は今後どうあるべきかについて考へてみます。

軍隊でありながら軍隊ではないといふやうに言ひ含められた鶴（ぬえ）的な存在であり、自らも合憲だと信じ込んでゐる「裸の王様」です。

軍隊でなければ、世界最大の災害救助隊でせうが、災害時には感謝はされてもあまり尊敬はされないといふ悲しい定めです。

ところで、阪神淡路大震災では多くの人が亡くなり、多くの人が生死をさまよう負傷をしました。しかし、自衛隊は、いち早くその実状を把握してゐながら、ついに独自の判断で緊急出動しませんでした。遅きに失した知事の要請を受けた後の命令により、やうやく出動したに過ぎません。敵がゐないにもかかはらず、命令がなかつたからといふ言ひ訳をして、多くの同胞を見殺しにしました。命令や法令に違反してでも救はうとする大義に燃えた自衛隊員が一人もゐなかつたのです。災害救助もせずに、暇に任せて国会で延々と議論してゐる政治家どもと同じ不逞の輩となり果てました。法令に背いたからといつて、命まで取られなかつたはずです。唯々自己の保身のため、大義を忘れた自衛隊は、この時死んだも同然です。大義を失った自衛隊は、そのうち、命令があれば、国民に銃口を向けることもあります。

このことは、東日本大震災のときも同じでした。ただし、阪神淡路大震災のときの経験と学習の成果があつたため、出動命令が迅速でしたので批判されることは少なかつたと思います。

こんな批判をすると、決まって、言葉が過ぎるとか、自衛隊員に対する冒涜であるとか、頑張つてくれてゐる自衛隊員に失礼だといふ逆批判を受けます。阪神淡路大震災のときは、そのやうな強い批判を受けました。

私は、命令に従つて任務を遂行した自衛隊員の個人攻撃をしてゐるのではありません。平成天皇が、震災直後に初めに慰労されたのは自衛隊員であることも承知してゐます。

職務とは言へ、献身的に人命救助等の務めを果たす自衛官の姿に敬意を表してみます。自衛官に限らず、消防庁や警察などの現業公務員が人命救助等を行ふのは、民族保続本能の発現であつて美しい姿なのです。

しかし、私が述べてゐるのは、制度としての自衛隊、組織としての自衛隊の法的な評価についてなのです。

占領憲法を憲法として有効であるとする限り、自衛隊は、その法論理において永久に認知されることはありません。あくまでも違憲の存在です。

占領憲法第9条第2項前段は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」として戦力の不保持を定めており、戦力としての人的組織及び物的装備としての「軍隊」といふのは、名称の如何を問はず、近代戦争遂行能力のあるものを意味します。それゆゑ、自衛隊は、紛れもなく軍隊であり、占領憲法に違反する存在なのです。

ところが、自衛隊といふ名称だから軍隊ではないとか（名称説）や、自衛のための実力組織なので軍隊ではないとか（目的説）、自衛のための装備しか保有してゐないので侵略行為ができないので軍隊ではないとか（侵略不能説）、さまざまな詭弁が唱へられてゐますが、見苦しい限りです。

昭和22年5月3日に占領憲法が施行された3か月後の8月2日に、文部省の著作にかかる社会科教科書『あたらしい憲法のはなし』が発行されましたが、その中の「六 戦争の放棄」のところで次の文章があります。

「こんどの憲法では、日本の國が、けつして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。『放棄』とは、『すててしまう』ということです。しかしみなさんは、けつして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行つたのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、けつして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその國となかよくして、世界中の國が、よい友だちになってくれるようすれば、日本の國は、さかえてゆけるのです。みなさん、あのおそろしい戦争が、二度と起こらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。」

子どもに、「兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。」と説明して、一切持たないと言つておきながら、たくさん持つてゐるのです。「戦争をするためのもの」といふ場合の「戦争」には「自衛戦争」も含みます。そして、自衛のためであつても戦争をすることは、占領憲法第9条第2項後段で、否定された「交戦権」の行使となるので、許されないので。

自衛戦争ができるための実力組織である自衛隊は、自衛戦争といふ交戦権を行使する準備をしてゐるのですから、やはり違憲の存在であるといふことになります。

このやうに、大人は、子どもに平然と嘘をついてゐるので。

また、占領憲法を改正して、自衛隊条項を加へて自衛隊の存在を認めやうとする憲法改正論がありますが、これは、次の3つの点において論理破綻してゐると言はざるを得ません。

先づ第一に、改正の必要があるといふことは自衛隊の存在が違憲であることを認めてゐるといふ点です。これに対しては、自衛隊が合憲であることを憲法上明確にする必要があるから、これは確認であつて変更ではないといふやうな詭弁を用ひて弁解してゐますが、恥を知るべきです。

第二に、占領憲法第96条の厳しい要件の改正条項に照らせば、改正論自体が政治的には全く実現性のない主張であるといふ点です。つまり、敗北主義者の建前論に過ぎないといふことです。

第三に、法律組織の防衛省の下部組織として憲法組織の自衛隊が位置付けられるといふ矛盾が生じることです。防衛省は、防衛庁から昇格しましたが、これは国家行政組織法によつて設置された国の機関です。もし、占領憲法を改正して自衛隊条項を加へるとすれば、自衛隊は、国会や内閣、裁判所と同様に、占領憲法によつて設置された国の機関になります。

ところが、自衛隊は防衛省に属する機関ですので、法律で設置された防衛省に憲法で設置された自衛隊が統制されることとなり、憲法と法律との関係が逆転するといふ法体系の致命的な矛盾に陥つてしまふのです。

それゆゑ、自衛隊は将来において、この真正護憲論によつて再生を実現するか、座して死を待つかの二者択一を迫られるときが来ます。